

## 事業再生計画の概要

### 第1 対象事業者の概要

#### 1 会社の概要

##### 会社の沿革

- ・1931年(昭和6年) 鬼怒川温泉において、温泉宿「山水閣」を開業
- ・1951年(昭和26年) 有限会社鬼怒川温泉山水閣を設立
- ・1972年(昭和47年) 南棟新築
- ・1978年(昭和53年) 中央棟新築
- ・1988年(昭和63年) 北棟新築および全面改修工事の実施
- ・1999年(平成11年) リニューアルプランの実施(99年~02年)  
食事処「華巖」の開設
- ・2000年(平成12年) 庭園貸切露天風呂(鬼燈亭)の開設
- ・2001年(平成13年) 露天風呂付客室(雅亭)の開設
- ・2002年(平成14年) 露天風呂付客室(山水亭)の開設  
食事処「都味喜」の開設

##### 資本金・株式状況

(ア) 資本金(平成16年12月末現在)

30百万円

(イ) 総出資口数(平成16年12月末現在)

会社が発行する総出資口数 30,000口

(ウ) 出資者の状況(平成16年12月末現在)

株主名	役職等	出資口数	持株比率
庄田雄一	取締役	10,436	34.8%
庄田忠司		6,298	21.0%
庄田良三	取締役	4,564	15.2%
庄田公安	代表取締役	3,574	11.9%
東中勝子		5,128	17.1%
	合計	30,000	100.0%

## 本社・事業所

本社 栃木県塩谷郡藤原町大字滝 530 番地

その他事業所 なし

## 経営者

代表取締役社長 庄田 公安

取締役 庄田 雄一

取締役 庄田 良三

## 従業員の状況（平成 16 年 12 月末現在）

従業員数 32 名

## 企業グループ（関連会社）

なし

## 2 事業の概要

### 事業内容

#### 温泉旅館事業

有限会社鬼怒川温泉山水閣は、日光国立公園内・鬼怒川温泉において、172 室、収容人員数 600 名のキャパシティを有する温泉旅館（鬼怒川プラザホテル）を営んでいる。

## 3 財務内容

平成 16 年 5 月期

売上高： 1,569 百万円

営業利益： 202 百万円

経常利益： 5 百万円

当期純利益： 645 百万円

借入金総額： 7,911 百万円

## 4 主要債権者

足利銀行等

## 第 2 支援申込みに至った経緯

（1）昭和 63 年の北棟の完成により、172 室を有する鬼怒川温泉を代表する大型ホテルのひとつとなる。しかし、エージェント送客による団体客をメインターゲットとしていたためバブル崩壊により法

人団体旅行が減少し、業績が低迷した。

- (2) 平成 11 年よりリニューアルプランとして、個室食事処、庭園貸切露天風呂、露天風呂付客室等を新設し、また、食材費、人件費の見直しによりコストカットを実施した。しかしながら、過剰債務による金利負担が資金繰りを圧迫し、基本的な設備に関する必要な投資を抑制したことによる設備の老朽化が進んでおり、過剰債務の解消と事業の変革がなされない限り再生は不可能であると判断されたことから、足利銀行と共に産業再生機構へ再生支援の申込みをするに至った。

### 第 3 事業計画等の概要

#### 1 事業計画

再生の方向性

カップル、若いファミリー、女性小グループをターゲットとし、「庭園貸切露天風呂」、「露天風呂付客室」、「選択性の食事方式」といった現在の強みを活かしつつ、「若い人が楽しい旅館」をコンセプトとする。

ポジショニング

20 代から 30 代までの客層に嗜好される施設、サービスを充実させることにより、鬼怒川地区の他の旅館とは異なる客層を取り込むことで差別化されたポジションを確立する。

組織運営体制

- ・新取締役会の構成は、外部招聘予定の代表取締役および非常勤取締役 2 名の計 3 名体制を予定。
- ・業務委託会社の指導のもと近代的な経営管理体制の確立、ガバナンス強化を目指す。

設備投資計画

基本的な設備（建築、空調、電気設備等）に関する設備投資の実施。客室の改装、食事処・パブリック施設の改装などを予定。

#### 2 企業再編（ストラクチャー）

対象事業者は、100%減資をしたのち、民間投資家及び産業再生機構より 3 億円の出資を受ける予定。

また、3.5 億円の転換社債を発行し、民間投資家及び産業再生機構が引き受ける予定。

産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行う予定。

### 3 金融支援の概要

関係金融機関に対し、総額約 70 億円の金融支援を要請する。

### 4 事業再生計画の予想計数

	平成 16 年 5 月期 (実績値)	平成 20 年 5 月期
売上高：	1,569 百万円	1,654 百万円
営業利益：	202 百万円	134 百万円

## 第 4 支援基準適合性

### 1 生産性向上基準

本件事業再生計画の実施により、有形固定資産回転率が 5% 以上向上すると見込まれ、生産性向上基準を満たす。

### 2 財務健全化基準

本件事業再生計画の実施により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることが見込まれ、財務健全化基準を満たす。

### 3 清算価値との比較

本件事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値は、対象事業者を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

### 4 3 年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、対象事業者の財務状況は大幅に改善する見込であり、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンスは十分に可能である。

### 5 過剰供給構造の解消との関係

本計画の遂行により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないものと判断する。

### 6 労働組合との協議の状況

対象事業者に労働組合はないため、今後直ちに従業員代表と話し合いの機会を持ち、本計画について労使間で協議する予定である。

**第5 経営者の責任**

経営者の責任を明確にするため、現取締役は全員退任する。

**第6 出資者の責任**

100%減資の上、全持分の無償償却を行う。

以 上